

平成十八年法務省令第七十七号

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)の規定に基づき、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条～第五条)

第二章 被害回復給付金の支給

第一節 犯罪被害財産支給手続

第一款 手続の開始等(第六条・第七条)

第二款 支給の申請(第八条・第十一条)

第三款 裁定等(第十二条・第十七条)

第四款 支給の実施(第十八条・第十九条)

条

第五款 特別支給手続(第二十条・第二十一条)

第六款 手続の終了(第二十二条)

第七款 被害回復事務管理人(第二十三条)

条

第二節 外国譲与財産支給手続(第三十条・第三十一条)

第三章 不服申立て等(第三十二条～第四十一条)

附則 第一章 総則(目的)

第一条 この規則は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(以下「法」という。)及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)その他適宜の方法によりするものとする。

(申請書等の記載事項等)

二 法及びこの規則の規定による通知は、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)その他適宜の方法によりするものとする。

第三章 不服申立て等(第三十二条～第四十一条)

第二節 外国譲与財産支給手続(第三十条・第三十一条)

第三章 不服申立て等(第三十二条～第四十一条)

第二節 外国譲与財産支給手續(第三十条・第三十一条)

第三章 不服申立て等(第三十二条～第四十一条)

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法及び令において使用する用語の例による。

(費用)

第三条 法第二条第七号の法務省令で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 法又はこの規則の規定による公告又は通知若しくは送達に要する費用

二 犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定(次号及び第四号において「開始決定」とい

二 犯罪被害財産支給手続等(犯罪被害財産支給手続又は外国譲与財産支給手続をいう。以下同じ。)を開始した場合に法又はこの規則の規定により公告した事項を周知させるための広報に要する費用

三 法第二十条(法第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による調査に要する通信費、謝金その他の費用

四 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害財産支給手続等に要する費用

(公告等)

第四条 法及びこの規則の規定による公告(法第七条第一項及び第十九条第一項(これらの規定を法第三十九条において準用する場合を含む。)の規定並びに第六条第二項及び第二十条第二項(これららの規定を第三十二条规定する場合を含む。)並びに第四十一条の規定による公報を除く。)は、官報に掲載してするものとする。ただし、官報に掲載するに足りる費用を支弁するのに不足すると認めるとき、その他相当と認めるときは、犯罪被害財産支給手続等を行なう検察官が所属する検察庁の掲示場に三十日間掲示することをもつて、これに代えることができる。

五 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項

六 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項

七 検察官は、法第七条第一項の規定により公告した同項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、その旨、変更に係る事項その他必要な事項を官報に掲載して公告しなければならない。

八 検察官は、支給申請期間中に新たに給付資金を保管するに至った場合において、必要と認めるとときは、その旨、給付資金の総額その他必要な事項を公告しなければならない。

九 検察官は、法第八条第二項の規定による公告に規定する事項のほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 犯罪被害財産支給手続を開始しない旨の決定(以下この条において「不開始決定」とい

う。)の表示

二 不開始決定の年月日

三 不開始決定に係る犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判をした裁判所、当該裁判があつた年月日及びこれが確定した年月日、当該裁判を受けた被告人の氏名又は名称並びに当該没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

四 不開始決定をした理由

五 不開始決定をした検察官が所属する検察庁の其他必要な事項

六 その他必要な事項

第七条 法第八条第二項の規定による公告は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 犯罪被害財産支給手続を開始しない旨の決定(以下この条において「不開始決定」とい

う。)の表示

二 不開始決定の年月日

三 不開始決定に係る犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判をした裁判所、当該裁判があつた年月日及びこれが確定した年月日、当該裁判を受けた被告人の氏名又は名称並びに当該没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

四 不開始決定をした理由

五 不開始決定をした検察官が所属する検察庁の其他必要な事項

六 その他必要な事項

三 開始決定に係る犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判をした裁判所、当該裁判があつた年月日及びこれが確定した年月日、当該裁判を受けた被告人の氏名又は名称並びに住所及び代理人によつて申請をするときは、当該代理人が弁護士であるときは当該弁護士の氏名並びに事務所の名称及び所在地並びにその業務を担当する弁護士が弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であるときは当該弁護士法人又は当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称及び所在地並びにその業務を担当する弁護士の氏名。第十二条第一項第四号、第十七条第二項第四号及び第十八条第一項第五号において同一の

人等」という。)であるときは、その名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所

四 申請人が対象被害者の一般承継人であるときは、一般承継の理由及びその年月日並びに当該没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

五 代理人によつて申請をするときは、当該代理人の氏名及び生年月日又は名称並びに住所

六 申請書に記載されている申請人(申請人が法人である場合は、その代表者又は管理人)及び申請人の代理人(弁護士、弁

一 申請書は、別記様式第一によるものとする。(申請書に添付すべき資料等)

二 申請書に添付すべき資料等

三 申請人が法人又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めがあるもの(以下「法

護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同
法人を除く。)の氏名、生年月日及び住所と
同一の氏名、生年月日及び住所が記載されて
いる運転免許証等(運転免許証、出入国管理
及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十
九号)第十九条の三に規定する在留カード、
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離
脱した者等の出入国管理に関する特例法(平
成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定
する特別永住者証明書又は行政手続における
特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する法律(平成二十五年法律第二十七号)
第一条第七項に規定する個人番号カードをい
う。(以下同じ。)で申請の日において有効な
もの写しその他これら者が本人であるこ
とを確認するに足りる書類(以下「自然人に
係る本人確認書類」という。)

二 申請人が法人等であるときは、申請書に記
載されている当該法人等の名称及び住所並び
に代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び
住所並びに氏名が記載されている登記事項証
明書又は印鑑登録証明書で申請日前六月以内
に作成されたものその者が本人である
ことを確認するに足りる書類(以下「法人等
に係る本人確認書類」という。)

三 申請人(申請人が対象被害者の一般承継人
である場合にあつては、その被承継人)が対
象被害者であることの基礎となる事実を疎明
するに足りる資料

四 申請人が対象被害者の一般承継人であると
きは、一般承継の理由及びその年月日並びに
対象被害者との関係を明らかにする戸籍の謄
本若しくは抄本又は法人の登記事項証明書で
申請日前六月以内に作成されたものその他の申
請人が一般承継人であることの基礎となる事
実を疎明するに足りる資料

五 代理人によつて申請をするときは、代理権
を証する資料

六 法第九条第一項第二号に掲げる事項を疎明
するに足りる資料

七 控除対象額があるときは、前条第一項第七
号に掲げる事項を明らかにする資料

八 他の申請人等との間で各人が支給を受ける
べき被害回復給付金の額の割合について合意
があるときは、前条第一項第八号に掲げる事
項を明らかにする資料

(記載の省略等)

第十一条 檢察官は、相当と認めるときは、申請書
に記載すべき事項について、その記載を省略さ
せ、若しくは他の申請人が提出した申請書の記
載を引用して記載させ、又は申請書に添付すべ
き資料について、その添付を省略させ、若しく
はこれに代わるべき資料を添付させることがで
きる。

(申請事項に変更があつた場合の届出)

第十二条 裁定書に記載すべき事項は、次に掲げ
るものとする。

一 犯罪被害財産支給手続の表示

二 申請人の氏名又は名称及び住所

三 申請人が法人等であるときは、その法人等
の代表者又は管理人の氏名及び住所

四 代理人があるときは、その代理人の氏名又
は名称及び住所

五 裁定の年月日

六 裁定の結果及びその理由

2 裁定書は、別記様式第二によるものとする。
(裁定書の謄本の送達)

第十三条 裁定書の謄本の送達は、郵便若しくは
信書便による送達又は犯罪被害財産支給手続を行
う検察官が所属する検察庁において交付する
方法による送達(第十五条において「交付送
達」という。)により行うものとする。

2 裁定書の謄本の送達に当たつては、裁定書謄
本送付書又は裁定書謄本交付書を添付するもの
とする。

(郵便又は信書便による送達)

第十四条 檢察官は、郵便又は信書便により裁定
書の謄本を送達をする場合において必要がある
と認めるときは、特殊取扱いによる郵便又は信
書便の役務のうち特殊取扱いによる郵便に準ず
るものにより行うものとする。

2 檢察官は、郵便又は信書便により裁定書の謄
本を発送したときは、その送達を受けるべき者の
氏名又は名称、あて先、送達方法及び発送の
年月日を確認するに足りる記録を作成しなけれ
ばならない。

(交付送達)

第十五条 交付送達は、その送達を受けるべき者
に、受領確認書と引換えに裁定書の謄本を交付
して行うものとする。

2 前条第二項の規定は、交付送達をした場合に
準用する。この場合において、同項中「あて
先、送達方法及び発送の年月日」とあるのは、
「送達方法及び送達の年月日」と読み替えるも
のとする。

第十六条 法第十三条第二号の法務省令で定める
事項は、次に掲げるものとする。

一 犯罪被害財産支給手続の表示

二 資格裁定を受けた年月日

三 資格裁定に係る支給対象犯罪行為の要旨

四 裁定表を作成した時における給付資金の額
及び総犯罪被害額

5 裁定表は、別記様式第三によるものとする。
(裁定表の記載事項等)

第十七条 申請人又はその代理人は、裁定表の閱
覧を請求することができる。

2 裁定表の閲覧をしようとする者は、次に掲げ
る事項を記載した閲覧請求書を検察官に提出し
なければならない。

2 裁定表は、別記様式第三によるものとする。
(裁定表の閲覧)

第十八条 法第十七条第一項に規定する届出書に
は、次に掲げる事項を記載しなければならな
い。

一 犯罪被害財産支給手続の表示

二 届出人が自然人であるときは、その氏名、
所並びに代表者又は管理人の氏名、生年
月日及び住所

三 申請人が法人等である場合において当該申
請人が請求人であるときは、その名称及び住
所並びに代表者又は管理人の氏名、生年月日
及ぼ住所

4 申請人の代理人が請求人であるときは、當
該申請人の氏名又は名称及び住所並びに當該
代理人の氏名及び生年月日又は名称並びに住
所

5 一般承継の理由及びその年月日並びに資格
裁定が確定した者との関係

6 届出人が自然人であるときは、その氏名、
生年月日及び住所

7 其他の届出人又は代理人の郵便番号、電話番号
(ファクシミリの番号を含む。)その他これら
の者が法及びこの規則の規定による通知又は
報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭
の命令を受けるために必要な事項

8 弁護士(弁護士法人及び弁護士・外国法事務
弁護士共同法人を含む。)である代理人は、檢
察官の許可を受けて、自己の使用人その他の者
に裁定表の閲覧をさせることができる。

第四款 支給の実施

(資格裁定確定後の一般承継人の届出)

第十九条 法第十七条第一項に規定する届出書に
は、次に掲げる事項を記載しなければならな
い。

一 犯罪被害財産支給手続の表示

二 届出人が自然人であるときは、その氏名、
所並びに代表者又は管理人の氏名、生年
月日及び住所

三 届出人が法人等であるときは、その名称及び
住所並びに代表者又は管理人の氏名、生年
月日及び住所

四 一般承継の理由及びその年月日並びに資格
裁定が確定した者との関係

五 代理人によって届出をするときは、当該代
理人の氏名及び生年月日又は名称並びに住
所

六 届出人又は代理人の郵便番号、電話番号
(ファクシミリの番号を含む。)その他これら
の者が法及びこの規則の規定による通知又は
報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭
の命令を受けるために必要な事項

7 其他の届出人又は届出人となるべき者(以下
「他の届出人等」という。)との間で各人が支
給を受けるべき被害回復給付金の額の割合に
ついて合意があるときは、当該他の届出人等
の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番
号(ファクシミリの番号を含む。)並びに當
該合意の内容

8 被害回復給付金の払渡しを受ける機関そ
の払渡しを受けるために必要な事項

9 他の届出人が、届出書に記載されている
運転免許証等で請求の日において有効なものそ
の者があることを確認するに足りる書類を提
示しなければならない。

3 第一項に規定する届出書には、次に掲げる資
料を添付しなければならない。

1 届出書に記載されている届出人(届出人が
法人等である場合にあっては、その代表者又

は管理人)及び届出人の代理人(弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を除く。)の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載される自然人に係る本人確認書類

二 届出人が法人等であるときは、届出書に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている法人等に係る本人確認書類

三 一般承継の理由及びその年月日並びに資格裁判が確定した者との関係を明らかにする戸籍の謄本若しくは抄本又は法人の登記事項証明書であつて届出日前六ヶ月以内に作成されたものその他届出人が一般承継人であることの基礎となる事実を明らかにする資料

四 代理人によつて届出をするときは、代理権を証する資料

五 他の届出人等との間で各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意があるときは、第一項第七号に掲げる事項を明らかにする資料

六 第十条の規定は、法第十七条第一項の規定によるとき、第一項第七号に掲げる事項を明らかにする資料

七 第十条の規定は、法第十七条第一項の規定による届出について準用する。

(届出事項に変更があつた場合の届出)

八 第十九条 届出人は、前条第一項に規定する届出書を提出した後、当該届出書に記載すべき事項に変更が生じたときは、速やかに、変更に係る事項を記載した届出書に当該事項を明らかにする資料(同条第三項各号に掲げるものに限る)を添付して、これを検察官に提出しなければならない。

(開始決定の公告等)

第五款 特別支給手続

第一条 法第十九条第一項第四号の法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 犯罪被害財産支給手続の表示

二 特別支給手続を開始する旨の決定(次号において「開始決定」という)の年月日

三 開始決定に係る犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判をした裁判所、当該裁判があつた年月日及びこれが確定した年月日、当該裁判を受けた被告人の氏名又は名称並びに当該没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

四 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項

(被害回復事務管理人の選任等)

第二十条 法第十九条第一項第四号の法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 犯罪被害財産支給手續の表示

二 特別支給手續を開始する旨の決定(次号において「開始決定」という)の年月日

三 開始決定に係る犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判をした裁判所、当該裁判があつた年月日及びこれが確定した年月日、当該裁判を受けた被告人の氏名又は名称並びに当該没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

四 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項

(被害回復事務管理人の選任等)

第二十一条 法第十九条第一項第四号の法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 犯罪被害財産支給手續の表示

二 特別支給手續を開始する旨の決定(次号において「開始決定」という)の年月日

三 開始決定に係る犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判をした裁判所、当該裁判があつた年月日及びこれが確定した年月日、当該裁判を受けた被告人の氏名又は名称並びに当該没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

2 五 その他必要な事項

二 檢察官は、法第十九条第一項の規定により公告した法第七条第一項第二号又は法第十九条第一項第三号に掲げる事項に変更を生じたときは、その旨、変更に係る事項その他の必要な事項を公報ししなければならない。

三 檢察官は、特別支給申請期間中に新たに給付資金を保管するに至つた場合において、必要と認めるときは、その旨、残余給付資金の総額その他必要な事項を公報しなければならない。

四 檢察官は、法第九条第一項及び第二項(準用)において準用する。この場合において、第八条第一項中「法第九条第一項第四号」とあるのは「法第十条において準用する法第九条第一項第四号」と、第九条中「法第九条第一項及び第二項」とあるのは「法第十条において準用する法第九条第一項及び第二項」である。

五 檢察官は、法第九条第一項第六号中「法第九条第一項第二号」とあるのは「法第二十条において準用する法第九条第一項第二号」と、第九条中「法第九条第一項及び第二項」とあるのは「法第十条において準用する法第十一条第一項中「法第十三条第二号」とあるのは「法第二十条において準用する法第十一条第一項第二号」と、同項第四号中「給付資金」とあるのは「残余給付資金」と、第十八条第一項及び第四項中「法第十七条第一項」とあるのは「法第二十条において準用する法第十七条第一項」と読み替えるものとする。

六 第二十二条 法第二十二条第一項第四号の法務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

七 第二十四条 法第二十二条第一項第四号の法務省令で定める事務は、正当な理由があるときは、検察官の許可を得て辞任することができる。

八 第二十三条 法第二十二条第一項第四号の法務省令で定める事務は、同号に規定する申請又は届出を受け付けた場合には、速やかに、申請書又は届出書及びこれらに添付された資料を検察官に送付しなければならない。

九 第二十五条 法第二十二条第一項の法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 犯罪被害財産支給手續の表示

二 犯罪被害財産支給手續を終了する旨の決定(次号及び第四号において「終了決定」といふ)の年月日

三 被害回復事務管理人の選任の公告等

四 終了決定をした理由

五 その他必要な事項

六 選任の年月日

七 被害回復事務管理人の事務所の所在地

八 その他の必要な事項

九 終了決定をした理由

十 終了決定をした検察官が所属する検察庁

十一 その他の必要な事項

十二 選任の年月日

十三 被害回復事務管理人の事務所の所在地

十四 その他の必要な事項

十五 被害回復事務管理人の選任等

十六 同法人が被害回復事務管理人に選任されたとき

1 は、当該弁護士法人又は当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又はその社員又は使用人である弁護士のうち被害回復事務を行うべき者を指名し、その者の氏名を検察官に届け出なければならない。

2 被害回復事務管理人は、訴訟記録等及び複製等(複製その他他当該訴訟記録等の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。)を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならない。

3 被害回復事務管理人は、訴訟記録等及びその複製等を、被害回復事務を行うために使用する必要と認められるときは、その旨、残余給付資金の総額その他必要な事項を公報しなければならない。

4 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被害人)は、被害回復事務管理人(被請求人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

8 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

9 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

10 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

11 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

12 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

13 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

14 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

15 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

16 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

17 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

18 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

19 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

20 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

21 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

22 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

23 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

24 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

1 は、当該弁護士法人又は当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又はその社員又は使用人である弁護士のうち被害回復事務を行うべき者を指名し、その者の氏名を検察官に届け出なければならない。

2 被害回復事務管理人は、訴訟記録等及び複製等(複製その他他当該訴訟記録等の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。)を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならない。

3 被害回復事務管理人は、訴訟記録等及びその複製等を、被害回復事務を行うために使用する必要と認められるときは、その旨、残余給付資金の総額その他必要な事項を公報しなければならない。

4 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被害人)は、被害回復事務管理人(被請求人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

8 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

9 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

10 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

11 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

12 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

13 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

14 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

15 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

16 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

17 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

18 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

19 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

20 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

21 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

22 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

23 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

24 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

25 被害回復事務管理人は、被害回復事務管理人(被請求人)は、被害回復事務管理人(被害人)に損害賠償請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記様式第二

記録用紙第二（令和元年一月一日現在）		（監査番号） 年 月 日
税 算 税		④
扶助金 税控除		
貯蓄預金取扱業者登録番号 年 月 日		
申請人 とかり認定人		
氏名又は略称 中 位 所		
人 品種、性別、年 齡 配偶者、姓、名、性別、年齢		
姓、名又は略称 住 所		
監査年月日 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 本件の認定を受けた場合は、監査官の監査の実施を受けることができる ことを認めます。 ○ 〔監査費用 金 額〕 円		
<input type="checkbox"/> 本件の認定を受けた場合は、監査官の監査の実施を受けることができる ことを認めます。 ○ 本件の認定については、監査官が実施することを希望する 場合は、監査官に手渡す旨を記載しておきたいです。		
認定理由		

(注意) □印のある欄については、該当の□印の中にレ
　　(見紙　日本豪華便箋 A4)

(周報 日本国憲法施行ノ文)

別記様式第三

卫 热

別記様式第四

別記様式第五

(用紙 日本表紙規格 A4)

別記様式第六

年 月 日

別記様式第十七

制剂领用单第七页(今冬明春第一阶段)		(数据号)
制剂名称 复方次氯酸钾		
领用人 快保员		
制剂领用登记表		
登记号		
领用人姓名 王海英		
领用人职务 过春红		
领用人单位 金都种猪场		
领用人地址 内江市东兴区金都种猪场		
领用日期 2016年1月 日		
备注		
仓库盖章		
仓库盖章		